

京都市告示第672号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

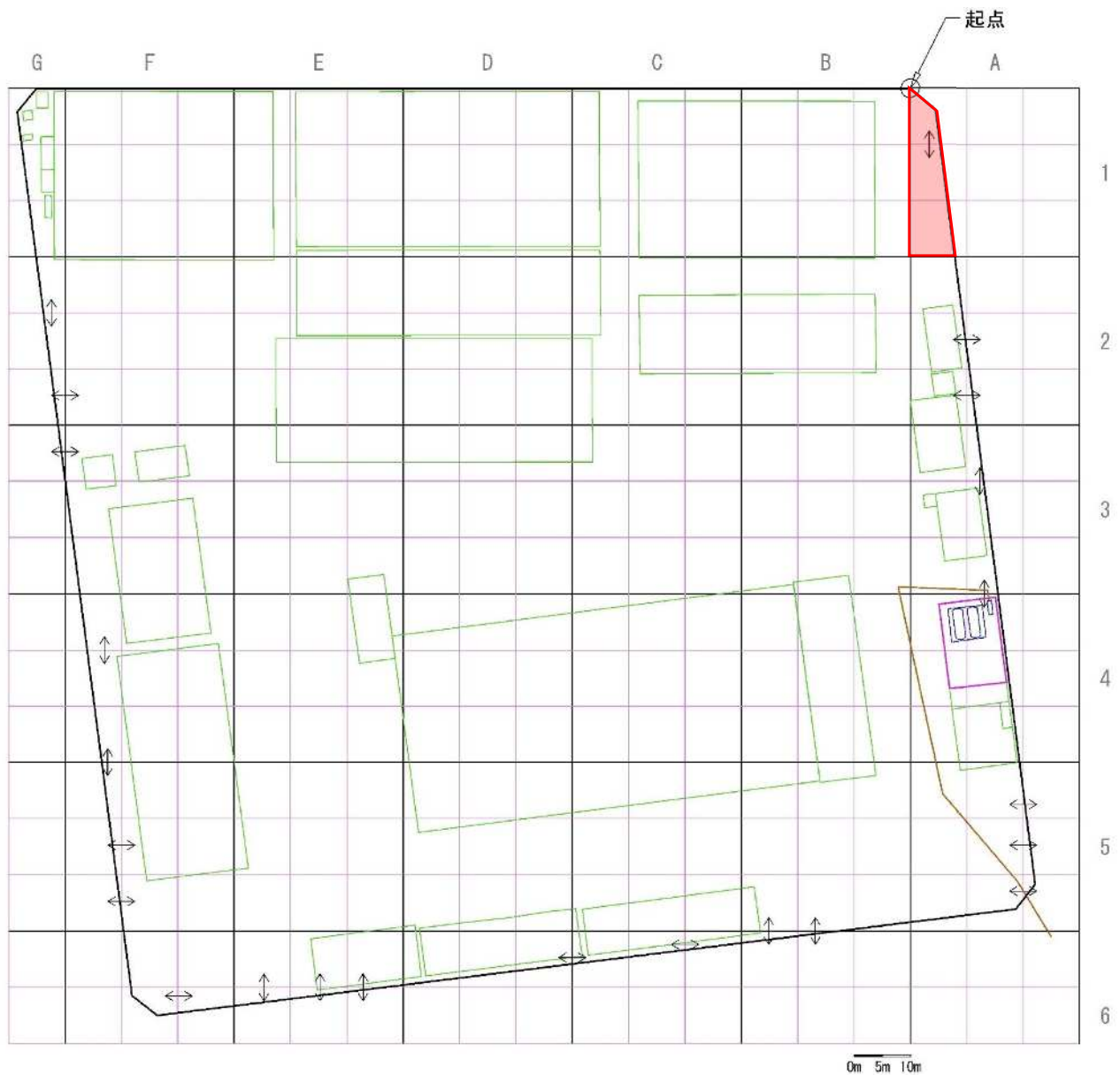
令和7年2月6日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地
 - (1) 土地の所在地
京都市伏見区横大路千両松町181番の一部
 - (2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物
 - (3) 講ずべき指示措置の内容
土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」
- 2 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じている土地
 - (1) 土地の所在地
京都市伏見区横大路千両松町181番の一部
 - (2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物
 - (3) 講ずべき指示措置の内容
土壤汚染対策法施行規則別表第6の4の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

要措置区域 〔^ひ ^そ 砒素及びその化合物 土壤溶出量基準超過〕

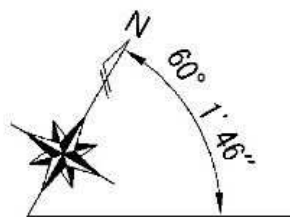


: 要措置区域

↔ 統合区画 (130㎡以下)

調査対象地

既存建物



A			
1	2	3	1
4	<u>5</u>	6	
7	8	9	

区画番号表示例
: 下線部をA1-5と称す